

総務財政常任委員会報告書

令和元年6月20日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年 8 月 26 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務財政常任委員会

委員長 池 田 誠 悦

記

【所管事務調査事項】

物品、備品等の入札、契約について

令和元年6月20日、28日、7月24日、8月19日、26日の5日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長、情報防災課長、政策推進課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1 調査の目的

町における契約締結の方法と入札参加資格に関する状況、燃料の購入経過及び今後の契約方法を把握するため、調査を行った。

2 調査の方法

随意契約、指名競争入札、一般競争入札による契約締結の方法に関する資料、過去5年間の契約金額10万円以上の物品、備品（燃料を含む。）の契約方法（随意

契約、指名競争入札等) 別の契約項目及び契約金額等に関する資料、燃料購入に係る経過と今後の契約方法に関する資料等の提出を求めたほか、総務部長、総務財政課長、情報防災課長、政策推進課長への聴取を行った。

### 3 一般競争入札、指名競争入札、随意契約による契約締結の方法

- (1) 一般競争入札とは、不特定多数人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち、普通地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方式である。
- (2) 指名競争入札とは、普通地方公共団体が資力、信用その他適当であると認める複数の相手方を、一定の資格を有する者から選択して、その者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法をいう。
- (3) 随意契約とは、その性質または目的が競争入札に適さないもの、緊急の必要により競争入札によることができないとき等、任意に特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結する方法をいう。町においては、競争の原理を導入し、原則として複数者による見積合わせにより契約の相手方を決定すべきこととしている。それぞれの契約方法の比較については、表1のとおりである。

【表1】契約方法の比較

方法	長所	短所
一般競争入札 (地方自治法第234条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性が高い</li> <li>・参加機会が拡大する</li> <li>・発注者の恣意性が排除される</li> <li>・業者選定の過程が透明で公正性が確保される</li> <li>・談合防止に一定の効果が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きに時間がかかり、経費が割高となる</li> <li>・施工能力の十分でない業者や不誠実な業者の排除が難しい</li> <li>・過当競争やダンピングの発生による質の低下を招くおそれがある</li> <li>・受注に偏りが生じるおそれがある</li> </ul>
指名競争入札 (地方自治法施行令第167条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不誠実、不信用な業者を排除できる</li> <li>・受注機会の偏りを排除できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者を指名する過程が不透明であり、恣意的に運用されるおそれがある</li> <li>・指名行為が一方的であるため、発注者と受注者の対等性が確保しにくい</li> <li>・指名により入札参加者が絞られると</li> </ul>

		談合を誘発しやすい
随意契約 (地方自治法施行令第167条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きが簡単で事務が省力化される</li> <li>・信頼のできる業者を選定できる</li> <li>・価格以外の評価要素を入れて最適な業者を選定できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性がない</li> <li>・業者が固定化するおそれがある</li> <li>・不利な価格で決定されるおそれがある</li> </ul>

#### 4 競争入札参加資格及び過去5年間の契約の状況について

##### (1) 競争入札参加資格について

競争入札参加資格者名簿は、町が発注する物品の購入及び印刷物の製造並びにその他の契約（物品の賃貸借、役務、委託業務等）に係る競争入札に参加を希望する者に対し、一定の期間を設け、期間内に申請を行ってもらい、その資格の有無を審査し、有資格者になると登録がされるものである。

令和元年7月22日現在の登録状況としては、町内86件、管内254件、道内262件、道外46件の合計648件が登録されている。

委員からは、競争入札参加資格者名簿の申請の際の希望業種の確認方法について質疑があり、町は申請のあった希望業種については、商業登記簿謄本又は登記事項証明書や官公庁への納入実績等により申請時に確認を行っているとの回答であった。

##### (2) 過去5年間の契約の状況について

過去5年間の契約金額10万円以上の物品、備品（燃料を含む。）、契約金額130万円以上の営繕費、賃借料の契約については、当委員会の所管のうち、総務部及び選挙管理委員会に対象となる契約があり、項目別、年度別の件数は表2のとおりで、いずれも地方自治法、七飯町契約規則等の関係法令に則って適正な契約行為がなされている。

【表2】総務財政常任委員会所管分の項目別、年度別契約件数

契約項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
物品、備品 (燃料含む)	24件	17件	13件	18件	18件
修繕料	0件	0件	1件	2件	1件
賃借料	5件	1件	1件	4件	2件

## 5 燃料の購入経過と今後の契約方法について

### (1) 燃料の購入経過について

平成10年度以前については、施設の立地場所又は車両の利便性に考慮し、燃料店を町が割当しており、購入単価については、当時設立されていた燃料組合からの提示価格により決定していた。なお、平成10年度末時点の町内の燃料業者数は11社であった。

平成11年度については、町と燃料業者の会議を経て、大口購入施設への入札制の導入、小口購入施設や公用車に関しては、単価見積書を徴取し町の希望価格を提示する単価見積方式に価格決定方法を変更している。

平成12年度以降については、新規施設及び廃業業者割当物件は順次入札方式で実施し、平成30年度末では計20施設が該当になっている。なお、平成30年度末時点の町内の燃料業者数は7社である。

### (2) 今後の契約方法について

はじめに、購入価格については、公共施設及び公用車への安定供給と品質維持及び地元発注を原則とした上で、町としては、①入札制、②単価見積書、③燃料組合との協調価格制の導入を価格決定についての検討課題として挙げている。各項目の課題については、表3のとおりである。

【表3】購入価格についての検討課題

項目	課題
①入札制	経費削減の観点やこれまでの経過等を踏まえ、今後の入札物件の増減や入札制継続の是非
②単価見積書	提出された調査表の最低価格を町の購入価格としているわけではないことや調査表を元にした各公表価格との妥当性
③燃料組合との協調価格制の導入	新たな価格決定のルール作りの必要性や燃料組合の設立に対する町内の全燃料業者の意向

次に、購入する燃料店については、現在は入札制と割当制の併用により決定しており、割当具合は実質固定されている。町としては、①地区割制、②スタンドフリー制、③燃料組合による割当制の導入、を購入する燃料店についての検討課題として挙げている。

今後の契約については、現状からの制度変更となると町内全ての燃料業者との合意形成が必要となるため、慎重、公平な対応が必要になると町は考えている。

委員からは、公用車に給油する燃料店については災害時における対応を加味した上で決定すべきではないか、災害時に備えて発電機や重機等に使用する軽油を町が備蓄することを検討できないか、などの質疑があり、町としては、災害時の対応が可能な燃料店については災害時には公用車を優先的に給油できるよう協議を行ったところであり、公用車に給油する燃料店の決定については、今後の検討課題としていきたいとの回答であった。また、軽油を備蓄することについては、町において備蓄することは必要であると考えているが、費用対効果を検証しながら検討していくとの回答であった。

## 6 まとめ

町における契約締結の方法と入札参加資格に関する状況、燃料の購入経過及び今後の契約方法について調査を行ったところ、町が行う契約については、地方自治法、七飯町契約規則等の関係法令に則って適正な契約行為がなされている。

また、競争入札参加資格者名簿については、発注する部署においての業者指名の根拠となる重要なものであるが、名簿の有効期限が3年間となっていることから、登録事業者の取扱業種について定期的な調査を行うなど、名簿の内容を最新の状況とするよう望むものである。

次に、町が調達する燃料に関しては、これまでの経過を踏まえ、今後新たな契約方法を検討しているとのことであった。

今後の燃料の購入方法の検討に当たっては、他市町村の状況を十分に調査し、速やかに町としての方針を明確にすることを望むものである。

なお、購入先の検討に当たっては、地元発注、地元調達を原則とし、災害時における対応を加味した上で新たな契約方法を検討されることを望み、委員会報告とする。